大阪府

宿泊税のごあんない

- 旅館・ホテル
- 簡易宿所
- 特区民泊
- 住宅宿泊事業

宿泊施設の経営者のみなさま
特別徴収義務者の登録はお済みですか？

©2014
大阪府もずやん

■ **１人１泊５千円（令和７年８月31日までは７千円）以上の料金設定がある場合は、宿泊税を徴収する特別徴収義務者としての登録が必要となります。**

＊宿泊税の特別徴収義務者は宿泊施設の実質的な経営者の方です。

＊登録は営業許可等を受けた施設単位で行ってください。

登録申請方法

登録が必要な方は、宿泊税特別徴収義務者登録申請書に必要事項を記入の上、下記書類を添付して、なにわ北府税事務所まで提出してください。

提出は窓口への持参や郵送のほか、ご自宅のパソコン等から eLTAX（エルタックス）を利用して電子申請を行うことができます。

※申請書様式は、大阪府ホームページからダウンロードできます。　大阪府　宿泊税　登録

【添付書類】

- 許認可者等が法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）
- 許認可者等が個人の場合：住民票
- 旅館業営業許可証のコピー、特区法に係る特定営業認定書のコピー又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面のコピー（許認可を受けてから施設名の変更や代表者変更など内容の変更があった場合は保健所へ提出した変更届のコピーもすべて添付すること）
- 宿泊に係る契約書面のコピー又は賃貸借契約書のコピー
- 宿泊料金を記載した書面のコピー

宿泊税の徴収について便宜を有するもの（実質的経営者）を特別徴収義務者に指定する場合（施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合）は、上記に加えて以下の書類のコピー等を添付してください。

- 実質的経営者である旨の申立書
- 許認可者等と実質的経営者との間で締結した契約書等のコピー
- 宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面のコピー

お問合せ先

◇なにわ北府税事務所　宿泊諸税課　宿泊税担当（受付：平日午前９時から午後５時４５分まで）
〒530-8502　大阪市北区西天満３丁目５番２４号
TEL：06 - 6362 - 8611　　FAX：06 - 6362 - 8645

宿泊税の制度概要

宿泊税の目的

大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充当していきます。

納税義務者

大阪府内の旅館・ホテル、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業に係る施設における宿泊者

税率

【令和７年９月１日以降の宿泊】

宿泊料金（１人１泊）	税　　率
5,000 円（免税点）未満	課税されません
5,000 円以上 15,000 円未満	200 円
15,000 円以上 20,000 円未満	400 円
20,000 円以上	500 円

【令和７年８月 31 日までの宿泊】

宿泊料金（１人１泊）	税　　率
7,000 円（免税点）未満	課税されません
7,000 円以上 15,000 円未満	100 円
15,000 円以上 20,000 円未満	200 円
20,000 円以上	300 円

宿泊料金に含まれるもの
- 素泊まりの料金
- 素泊まりの料金にかかるサービス料
- 清掃代（強制料金）

宿泊料金に含まれないもの
- 消費税等に相当する金額
- 宿泊以外のサービスに相当する料金
  （例）食事、会議室の利用、電話代等

納税の方法

特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、旅館・ホテル、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業に係る施設における宿泊者ですが、大阪府が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、大阪府へ申告納入する制度です。

申告納入

特別徴収義務者は、毎月末日までに前月分をとりまとめて「宿泊税納入申告書」により申告し、その申告額を納入することになります。

宿泊税の納入申告は eLTAX（エルタックス）により電子で行うこともできます。

eLTAX（エルタックス）は「地方税共同機構」が運営する全国地方自治体の共同システムです。
- 電子申告には電子証明書が必要です。
- 操作方法等の詳細については、地方税共同機構にお問合せください。

基本的な操作手順
(大阪府・簡易版)はこちら▶

※宿泊税の課税対象施設は以下の施設をいいます。
- 旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業に係る施設（旅館・ホテル、簡易宿所）
- 国家戦略特別区域法第十三条第四項に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）
- 住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設